

まちづくり部建築設計等委託業務成績評定の通知及び公表要領

(目的)

第1条 この要領は、「まちづくり部建築設計等委託業務成績評定の実施要領」(以下「評定要領」という。)に規定する通知及び公表に関し必要な事項を定める。

(評定結果の通知)

第2条 評定要領第6条第1項の評定結果の通知は、当該委託業務の検査日の翌日から直近の四半期の翌月末日までに行うものとする。

(修正結果の通知)

第3条 評定要領第8条第2項の修正結果の通知は、評定要領第7条第2項の修正評定表の提出があったとき、速やかに行うものとする。

(評定結果等の通知の方法)

第4条 第2条及び前条の通知は、郵送によるものとする。

(評定結果等の公表)

第5条 評定要領第6条第3項の評定結果の公表及び評定要領第8条第4項の修正結果の公表は、評定要領第6条第1項又は評定要領第8条第2項の通知をした日から起算して30日以内に行うものとする。

(説明請求に対する回答の方法)

第6条 評定要領第9条第2項の回答は、郵送によるものとする。

(説明請求等に係る書面の公表)

第7条 評定要領第9条第4項の公表は、同第2項の回答をした後、速やかに行うものとする。

(公表の方法等)

第8条 第5条及び前条の公表は、次の各号によるものとする。

- (1) 公表の方法は、閲覧によるものとする。
- (2) 公表を行う期間は、公表日の属する年度の翌年度末日までとする。
- (3) 公表は、当該委託業務を発注した業務担当課が行うものとし、総務課にて閲覧に供するものとする。
- (4) 閲覧に供する時間は、開庁日における開庁時間内とする。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第5条、第7条及び第8条については、令和2年4月1日以降に公告等する委託業務から施行する。

附 則
令和4年4月1日一部改正